

## 新紙幣に便乗した詐欺に注意！！

令和6年7月3日から新紙幣が発行されます。  
新紙幣の発行に便乗した詐欺行為が発生する可能性があります。  
下記のような、電話などには十分注意してください。

### ケース1)

新紙幣に切り替わると、旧紙幣は使えなくなります。  
今なら、係の者が交換に伺います。

### ケース2)

新紙幣に切り替わると、旧紙幣は使えなくなります。  
直ぐにATMに行って、新紙幣と交換してください。

### ケース3)

〇〇様はタンス預金していませんか？

マイナンバー制度で、収入と銀行預金を調べられて、税務調査が入る可能性があります。

当社で一時的に経費としてお預かり出来ますよ。

### ケース4)

現在、国の施策で新紙幣がきちんと全国のATMで使えるか調査をしています。  
謝礼を支払いますので、モニターとしてATM操作に協力してくれませんか？

### 《アドバイス》

新紙幣、貨幣が発行された後も、現在の紙幣と貨幣が価値を失うことはなく、引き続き使用することができます。

もし、「使えなくなるから交換した方が良い」と言われても他人に預けたりしないようにしましょう。

また、現紙幣での支払いの後「この紙幣は使えない」などという不審なことがあれば一人で悩まず、ご家族やご友人、最寄りの警察署、消費生活センターに相談しましょう。

